

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第1区分

【発行日】平成20年5月8日(2008.5.8)

【公開番号】特開2001-304194(P2001-304194A)

【公開日】平成13年10月31日(2001.10.31)

【出願番号】特願2001-83942(P2001-83942)

【国際特許分類】

F 0 4 D	29/54	(2006.01)
F 0 2 C	6/08	(2006.01)

【F I】

F 0 4 D	29/54	F
F 0 4 D	29/54	B
F 0 4 D	29/54	H
F 0 2 C	6/08	

【手続補正書】

【提出日】平成20年3月21日(2008.3.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】ガスタービンエンジン(10)の圧縮機抽気組立体(40)において、回転可能な軸から延びる1列の円周方向に間隔を置いて配置された圧縮機翼を取り囲み、且つ前記翼により圧縮された圧縮機空気流を受入れるための流路(37)を構成する圧縮機ケーシングであって、少なくとも1列の前記翼の下流に配置されて、抽気空気流として前記圧縮空気の1部分を受入れる抽気ポート(41)を含む圧縮機ケーシングと、

前記抽気ポート(41)から遠ざかる方向に延びる抽気ダクト(52)であって、前記ポート下流の第1スロート部(134)と前記第1スロート部(134)下流の第2スロート部(136)とを有する抽気ダクト(52)と、

第1抽気回路(62)に通じ、前記抽気空気流の第1部分を受入れ、また前記第1及び第2スロート部(134及び136)の間に配置される、前記ダクトの第1ダクト出口(132)と、

第2抽気回路(60)に通じ、前記抽気空気流の第2部分を受入れ、また前記第2スロート部(136)の下流に配置される、前記ダクトの第2ダクト出口(140)と、を含むことを特徴とする組立体。

【請求項2】前記第2スロート部(136)は、前記第1スロート部(134)より小さい請求項1に記載の組立体。

【請求項3】前記第1スロート部(134)は、前記第1及び前記第2抽気回路(62及び60)への最大の圧縮機抽気流(35)の時、前記第1スロート部(134)における第1マッハ数(M1)が、前記ポートのすぐ上流の翼形部(116)の翼後縁(TE)における平均軸方向マッハ数(MA)とほぼ等しくなるような寸法に作られた第1スロート面積(142)を有する請求項1に記載の組立体。

【請求項4】前記抽気ダクト(52)は、後部表面(174)及び前部表面(176)をさらに含み、前記第2スロート部(136)は、カストマ抽気流部分(68)の最大量が抽出される運転時に、前記後部表面に沿った剥離が全くないような寸法に作られた第2スロート面積(148)を有する請求項3に記載の組立体。

【請求項5】前記抽気ダクトは、環状スロット(52)である請求項1に記載の組立体

。

【請求項 6】 前記第1抽気回路(62)はカストマ抽気回路であり、前記第2抽気回路(60)は前記ガスタービンエンジン(10)のドメスチック抽気回路である請求項1に記載の組立体。

【請求項 7】 前記第1スロート部(134)下流の前記カストマ抽気回路(62)中に配置される弁(76)をさらに含む請求項6に記載の組立体。

【請求項 8】 前記第1スロート部(134)は、前記第1及び前記第2抽気回路(62及び60)への最大の圧縮機抽気流(35)の時、前記第1スロート部(134)における第1マッハ数(M1)が、前記ポートのすぐ上流の翼形部(116)の翼後縁(TE)における平均軸方向マッハ数(MA)とほぼ等しくなるような寸法に作られた第1スロート面積(142)を有する請求項7に記載の組立体。

【請求項 9】 前記環状スロット(52)は、後部表面(174)及び前部表面(176)をさらに含み、前記第2スロート部(136)は、カストマ抽気流部分(68)の最大量が抽出される運転時に、前記後部表面に沿った剥離が全くないような寸法に作られた第2スロート面積(148)を有する請求項8に記載の組立体。

【請求項 10】 前記抽気ダクトは、環状スロット(52)である請求項9に記載の組立体。